

－ 審査事務規程の第40次改正 －

速度計の誤差、燃料の規格、違法駐車標章の取扱い、方向指示器のワット数要件、並行輸入車の車両重量の取扱い等について改正しました。

自動車検査独立行政法人（略称：自動車検査法人）は、平成19年1月4日、30日及び3月20日に「道路運送車両の保安基準」（国土交通省令）、18年12月21日、19年1月4日、30日、3月27日及び28日に「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」及び適用整理関係告示（国土交通省告示）、19年1月4日に自動車検査業務等実施要領（国土交通省自動車交通局長通達）の一部改正がそれぞれ行われたことに伴い、及び審査を適切に実施するため、審査事務規程について一部改正を行い、19年4月1日から施行します。

ただし、ガソリンの硫黄分の質量比に係る改正については、20年1月1日から施行します。

主な改正の概要は、次のとおりです。

1. 速度計の指示誤差に係る基準の改正

19年1月1日以降に製作された自動車について、速度計の指示誤差に係る基準を改正した。（4-91-2-1、4-91-5-2(2)、5-91-2-1）

2. 燃料中の硫黄分等の改正

ガソリン及び軽油に含まれる硫黄分について質量比 0.005%以下から 0.001%以下に改正するとともに、軽油に含まれる脂肪酸メチルエステル及びトリグリセリドの質量比について新たに規定した。（1-4）

3. 窓ガラスに貼付できる違法駐車標章の削除

道路交通法の改正により、違法駐車標章の規定が削除されたことに伴い、窓ガラスに貼付することができる標章から削除した。（4-47-1-1(1)⑤、5-47-1-1(1)⑤）

4. スクールバス車体表示の対象となる学校の名称変更に係る改正

学校教育法等の改正により、バスの車体にスクールバスの表示をしなければならない学校の名称を「盲学校、ろう学校、養護学校」から「特別支援学校」に改正した。（4-28-1(2)、5-28-1(2)）

5. 防衛省車への名称変更に係る改正

防衛庁の省への移行に伴い、緊急自動車の車体の形状について、「防衛庁車」を「防衛省車」に改正した。(1-3⑯、3-3-8、4-96-2-2(2)①、4-96-5-2-2②、5-96-2-2(2)①)

6. 方向指示器の光源のワット数要件の見直し

二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及びスノーモービルについて、方向指示器の光源のワット数の要件を15W以上から10W以上に緩和した。(4-79-2(1)、4-79-10-2(1)、4-79-11-2(1)、4-79-12-2(1)、4-79-13-2(1)、4-79-14-2(1)、5-79-2(1))

7. 並行輸入自動車の審査方法の改正

新車検査時の審査において、排出ガス試験結果成績表に記載された等価慣性重量に係る車両重量の下限値と算出した車両重量との差が所定の値を下まわるときは、当該自動車の等価慣性重量は、排出ガス試験結果成績表に記載された等価慣性重量と同一であるとして取り扱うことができることを規定した。(並行輸入自動車審査要領 7-4 排出ガス試験結果成績表)

8. その他

貨物自動車に備える簡易クレーンのブームの取扱いについて、自動車の最前端の規定を見直した。(4-26-1(5)⑨、4-26-5-1(4)⑦、4-26-6-1(4)⑦、4-26-7-1(4)⑦、5-26-1(5)⑨)

審査事務規程の全文は当法人ホームページ (<http://www.navi.go.jp/>)
審査事務規程 に掲載しています。

お問い合わせ先

〒160-0003 東京都新宿区本塩町8-2 住友生命四谷ビル

自動車検査法人本部 業務部業務課

電話 03-5363-3441 (代表)

03-5363-3519 (直通)

FAX 03-5363-3347

E-mail gyoumuka@navi.go.jp

「審査事務規程」（平成 14 年 7 月 1 日検査法人規程第 1 1 号）第 4 0 次改正新旧対照表

平成 19 年 3 月 29 日改正

新	旧
1－3 用語の定義 この規程における用語の定義は、法第 2 条に定めるもののほか、次に定めるところによる。 ①～⑮ （略） ⑯ 「緊急自動車」とは、消防自動車、警察自動車、検察庁において犯罪捜査のため使用する自動車又は防衛省用自動車であつて緊急の出動の用に供するもの、刑務所その他の矯正施設において緊急警備のため使用する自動車、入国者収容所又は地方入国管理局において容疑者の収容又は被収容者の警備のため使用する自動車、保存血液を販売する医薬品販売業者が保存血液の緊急輸送のため使用する自動車、医療機関が臓器の移植に関する法律（平成 9 年法律第 104 号）の規定により死体（脳死した者の身体を含む。）から摘出された臓器、同法 の規定により臓器の摘出をしようとする医師又はその摘出に必要な器材の緊急輸送のため使用する自動車、救急自動車、公共用応急作業自動車、不法に開設された無線局の探査のため総務省において使用する自動車及び国土交通大臣が定めるその他の緊急の用に供する自動車をいう。 ⑰～⑴⑷ （略）	1－3 用語の定義 この規程における用語の定義は、法第 2 条に定めるもののほか、次に定めるところによる。 ①～⑮ （略） ⑯ 「緊急自動車」とは、消防自動車、警察自動車、検察庁において犯罪捜査のため使用する自動車又は防衛庁用自動車であつて緊急の出動の用に供するもの、刑務所その他の矯正施設において緊急警備のため使用する自動車、入国者収容所又は地方入国管理局において容疑者の収容又は被収容者の警備のため使用する自動車、保存血液を販売する医薬品販売業者が保存血液の緊急輸送のため使用する自動車、医療機関が臓器の移植に関する法律（平成 9 年法律第 104 号）の規定により死体（脳死した者の身体を含む。）から摘出された臓器、同法 の規定により臓器の摘出をしようとする医師又はその摘出に必要な器材の緊急輸送のため使用する自動車、救急自動車、公共用応急作業自動車、不法に開設された無線局の探査のため総務省において使用する自動車及び国土交通大臣が定めるその他の緊急の用に供する自動車をいう。 ⑰～⑴⑷ （略）

1-4 燃料の規格

この規程の燃料の性状又は燃料に含まれる物質と密接な関係を有する技術基準は、次表の左欄に掲げる燃料の種類ごとに設けられた右欄に掲げる基準を満たす燃料が使用される場合に自動車又は原動機付自転車の安全性の確保及び公害の防止が図られるよう定めるものである。

燃料の種類	基準
ガソリン	鉛が検出されないこと。
	硫黄が質量比 0.001%以下
	ベンゼンが容量比 1%以下
	メチルターシャリーブチルエーテルが容量比 7%以下
	メタノールが検出されないこと。
	エタノールが容量比 3%以下
	酸素分が質量比 1.3%以下
	灯油の混入率が容量比 4%以下
	実在ガムが 100ml 当たり 5mg 以下
軽油	硫黄が質量比 0.001%以下
	セタン指数が 45 以上
	90%留出温度が 360℃以下
	次に掲げるいずれかの要件を満たすものであること。 (1) 脂肪酸メチルエステルが質量比 0.1%以下 (2) 脂肪酸メチルエステルが質量比 0.1%超 5%以下であり、かつ、次に掲げる要件をすべて満たすこと。 ① メタノールが質量比 0.01%以下 ② 酸価が 0.13 以下 ③ ぎ酸、酢酸及びプロピオン酸の合計が質量比 0.003%以下 ④ 酸価の増加量が 0.12 以下
	トリグリセリドが質量比 0.01%以下

備考

1～5 (略)

6 「酸価」とは、軽油 1 g のうちに含まれる酸の中和に要する水酸化カリウムの mg 数をいい、日本工業規格 K2501 号の電位差滴定法(酸価)により測定した数値とする。

7 「酸価の増加量」とは、軽油中の酸価の増加の測定方法として経済産業大臣が定める方法(平成 19 年経済産業省告示第 81 号)により測定した数値とする。

1-4 燃料の規格

この規程の燃料の性状又は燃料に含まれる物質と密接な関係を有する技術基準は、次表の燃料の種類に欄に掲げる燃料であって、その種類に応じ、それぞれ同表の燃料の性状又は燃料に含まれる物質の数量の欄に掲げる規格に適合するものが使用される場合に自動車又は原動機付自転車の安全性の確保及び公害の防止が図られるよう定めるものである。

燃料の種類	燃料の性状又は燃料に含まれる物質の数量
ガソリン	鉛が検出されないこと。
	硫黄が質量比 0.005%以下
	ベンゼンが容量比 1%以下
	メチルターシャリーブチルエーテルが容量比 7%以下
	メタノールが検出されないこと。
	エタノールが容量比 3%以下
	酸素分が質量比 1.3%以下
	灯油の混入率が容量比 4%以下
	実在ガムが 100ml 当たり 5mg 以下
軽油	硫黄が質量比 0.005%以下(硫黄が質量比 0.001%以下の軽油を使用することを前提に製作された自動車にあっては、質量比 0.001%以下)
	セタン指数が 45 以上
	90%留出温度が 360℃以下

備考

1～5 (略)

3-3 審査結果通知書の記載方法**3-3-1～7 (略)****3-3-8 車体の形状欄**

検査票2の車体の形状欄は、下表の例により記載するものとする。

自動車の種類		車 体 の 形 状
用途 大型特殊自動車 以外の 自動車	乗車定員 10人以下 の乗用自 動車	(略)
	乗車定員 11人以上 の乗合自 動車	(略)
	貨物自動 車	(略)
特種用途自動車		「救急車」「消防車」「警察車」「臓器移植用緊急輸送車」「保線作業車」「検察庁車」「緊急警備車」「 <u>防衛省車</u> 」「電波監視車」「公共応急作業車」「護送車」「血液輸送車」「交通事故調査用緊急車」「給水車」「医療防疫車」「採血車」「軌道兼用車」「図書館車」「郵便車」「移動電話車」「路上試験車」「教習車」「霊柩車」「広報車」「放送中継車」「理容・美容車」「粉粒体運搬車」「粉粒体運搬車(トラクタ)」「タンク車」「現金輸送車」「アスファルト運搬車」「コンクリートミキサー車」「冷蔵冷凍車」「冷蔵冷凍車(トラクタ)」「活魚運搬車」「保温車」「販売車」「散水車」「塵芥車」「糞尿車」「ボートトレーラ」「オートバイトレーラ」「スノーモービルトレーラ」「患者輸送車」「車いす移動車」「消毒車」「寝具乾燥車」「入浴車」「ボイラー車」「検査測定車」「穴掘建柱車」「ウインチ車」「クレーン車」「くい打車」「コンクリート作業車」「コンベア車」「道路作業車」「梯子車」「ポンプ車」「コンプレッサー車」「農業作業車」「クレーン用台車」「空港作業車」「構内作業車」「工作車」「工業作業車」「レッカー車」「写真撮影車」「事務室車」「加工車」「食堂車」「清掃車」「電気作業車」「電源車」「照明車」「架線修理車」「高所作業車」「キャンピング車」「放送宣伝車」「キャンピングトレーラ」
大型特殊自動車		(略)

注. 1～2. (略)

3-3 審査結果通知書の記載方法**3-3-1～7 (略)****3-3-8 車体の形状欄**

検査票2の車体の形状欄は、下表の例により記載するものとする。

自動車の種類		車 体 の 形 状
用途 大型特殊自動車 以外の 自動車	乗車定員 10人以下 の乗用自 動車	(略)
	乗車定員 11人以上 の乗合自 動車	(略)
	貨物自動 車	(略)
特種用途自動車		「救急車」「消防車」「警察車」「臓器移植用緊急輸送車」「保線作業車」「検察庁車」「緊急警備車」「 <u>防衛庁車</u> 」「電波監視車」「公共応急作業車」「護送車」「血液輸送車」「交通事故調査用緊急車」「給水車」「医療防疫車」「採血車」「軌道兼用車」「図書館車」「郵便車」「移動電話車」「路上試験車」「教習車」「霊柩車」「広報車」「放送中継車」「理容・美容車」「粉粒体運搬車」「粉粒体運搬車(トラクタ)」「タンク車」「現金輸送車」「アスファルト運搬車」「コンクリートミキサー車」「冷蔵冷凍車」「冷蔵冷凍車(トラクタ)」「活魚運搬車」「保温車」「販売車」「散水車」「塵芥車」「糞尿車」「ボートトレーラ」「オートバイトレーラ」「スノーモービルトレーラ」「患者輸送車」「車いす移動車」「消毒車」「寝具乾燥車」「入浴車」「ボイラー車」「検査測定車」「穴掘建柱車」「ウインチ車」「クレーン車」「くい打車」「コンクリート作業車」「コンベア車」「道路作業車」「梯子車」「ポンプ車」「コンプレッサー車」「農業作業車」「クレーン用台車」「空港作業車」「構内作業車」「工作車」「工業作業車」「レッカー車」「写真撮影車」「事務室車」「加工車」「食堂車」「清掃車」「電気作業車」「電源車」「照明車」「架線修理車」「高所作業車」「キャンピング車」「放送宣伝車」「キャンピングトレーラ」
大型特殊自動車		(略)

注. 1～2. (略)

3-3-9-15 (略)

4-26 車枠及び車体

4-26-1 性能要件 (視認等による審査)

(1)～(4) (略)

(5) 自動車の窓、乗降口等のとびらを閉鎖した状態において、次のいずれかに該当する車枠及び車体は、(2)の基準に適合しないものとする。(細目告示第22条第4項関係、細目告示第100条第4項関係)

①～⑧ (略)

⑨ 貨物自動車に備える簡易クレーンのクレーンブームであって、その車両前方への突出量及び前端的取付高さが次に該当するもの

ア (略)

イ クレーン部を除く自動車の最前部（後写鏡、バンパその他の自動車前面に備える付属物を除く。）からクレーンブームの最前端までの水平距離が1mを超えるもの

ウ (略)

⑩ (略)

(6)～(9) (略)

4-26-2-4 (略)

4-26-5 従前規定の適用①

(略)

4-26-5-1 性能要件

(1)～(3) (略)

(4) 自動車の窓、乗降口等の扉を閉鎖した状態において、次に掲げるものは、(2)の基準に適合しないものとする。

①～⑥ (略)

⑦ 貨物自動車に備える簡易クレーンのクレーンブームであって、その車両前方への突出量及び前端的取付高さが次に該当するもの

ア (略)

イ クレーン部を除く自動車の最前部（後写鏡、バンパその他の自動車前面に備える付属物を除く。）からクレーンブームの最前端までの水平距離が1mを超えるもの

ウ (略)

⑧ (略)

(5) (略)

4-26-6 従前規定の適用②

(略)

4-26-6-1 性能要件

(1)～(3) (略)

(4) 自動車の窓、乗降口等の扉を閉鎖した状態において、次に掲げるものは、(2)の基

3-3-9-15 (略)

4-26 車枠及び車体

4-26-1 性能要件 (視認等による審査)

(1)～(4) (略)

(5) 自動車の窓、乗降口等のとびらを閉鎖した状態において、次のいずれかに該当する車枠及び車体は、(2)の基準に適合しないものとする。(細目告示第22条第4項関係、細目告示第100条第4項関係)

①～⑧ (略)

⑨ 貨物自動車に備える簡易クレーンのクレーンブームであって、クレーンブームの車両前方への突出量及びクレーンブームの前端の取付高さが次に該当するもの

ア (略)

イ クレーン部を除く自動車の最前端からクレーンブームの最前端までの水平距離が1mを超えるもの

ウ (略)

⑩ (略)

(6)～(9) (略)

4-26-2-4 (略)

4-26-5 従前規定の適用①

(略)

4-26-5-1 性能要件

(1)～(3) (略)

(4) 自動車の窓、乗降口等の扉を閉鎖した状態において、次に掲げるものは、(2)の基準に適合しないものとする。

①～⑥ (略)

⑦ 貨物自動車に備える簡易クレーンのクレーンブームであって、クレーンブームの車両前方への突出量及びクレーンブームの前端の取付高さが次に該当するもの

ア (略)

イ クレーン部を除く自動車の最前端からクレーンブームの最前端までの水平距離が1mを超えるもの

ウ (略)

⑧ (略)

(5) (略)

4-26-6 従前規定の適用②

(略)

4-26-6-1 性能要件

(1)～(3) (略)

(4) 自動車の窓、乗降口等の扉を閉鎖した状態において、次に掲げるものは、(2)の基

準に適合しないものとする。 ①～⑥ （略） ⑦ 貨物自動車に備える簡易クレーンのクレーンブームであって、<u>その車両前方への突出量及び前端的取付高さが次に該当するもの</u> ア （略） イ <u>クレーン部を除く自動車の最前部（後写鏡、バンパその他の自動車前面に備える付属物を除く。）からクレーンブームの最前端までの水平距離が1mを超えるもの</u> ウ （略） ⑧ （略） (5)～(7) （略） 4-26-7 従前規定の適用③ （略） 4-26-7-1 性能要件 (1)～(3) （略） (4) 自動車の窓、乗降口等の扉を閉鎖した状態において、次に掲げるものは、(2)の基準に適合しないものとする。 ①～⑥ （略） ⑦ 貨物自動車に備える簡易クレーンのクレーンブームであって、<u>その車両前方への突出量及び前端的取付高さが次に該当するもの</u> ア （略） イ <u>クレーン部を除く自動車の最前部（後写鏡、バンパその他の自動車前面に備える付属物を除く。）からクレーンブームの最前端までの水平距離が1mを超えるもの</u> ウ （略） ⑧ （略） (5)～(7) （略） 4-28 車体表示 4-28-1 性能要件（視認等による審査） (1) （略） (2) 専ら中学校、小学校、特別支援学校、幼稚園又は保育所に通う生徒、児童又は幼児の運送を目的とする自動車（乗車定員11人以上のものに限る。）の車体の前面、後面及び両側面には、次に定める様式の例により、これらの者の運送を目的とする自動車である旨の表示をしなければならない。（保安基準第18条第7項関係、細目告示第22条第13項関係、細目告示第100条第17項関係） ①～③ （略） 様式の例 （略） (3) （略） 4-28-2～4 （略）	準に適合しないものとする。 ①～⑥ （略） ⑦ 貨物自動車に備える簡易クレーンのクレーンブームであって、<u>クレーンブームの車両前方への突出量及びクレーンブームの前端の取付高さが次に該当するもの</u> ア （略） イ <u>クレーン部を除く自動車の最前端からクレーンブームの最前端までの水平距離が1mを超えるもの</u> ウ （略） ⑧ （略） (5)～(7) （略） 4-26-7 従前規定の適用③ （略） 4-26-7-1 性能要件 (1)～(3) （略） (4) 自動車の窓、乗降口等の扉を閉鎖した状態において、次に掲げるものは、(2)の基準に適合しないものとする。 ①～⑥ （略） ⑦ 貨物自動車に備える簡易クレーンのクレーンブームであって、<u>クレーンブームの車両前方への突出量及びクレーンブームの前端の取付高さが次に該当するもの</u> ア （略） イ <u>クレーン部を除く自動車の最前端からクレーンブームの最前端までの水平距離が1mを超えるもの</u> ウ （略） ⑧ （略） (5)～(7) （略） 4-28 車体表示 4-28-1 性能要件（視認等による審査） (1) （略） (2) 専ら中学校、小学校、盲学校、ろう学校、養護学校、幼稚園又は保育所に通う生徒、児童又は幼児の運送を目的とする自動車（乗車定員11人以上のものに限る。）の車体の前面、後面及び両側面には、次に定める様式の例により、これらの者の運送を目的とする自動車である旨の表示をしなければならない。（保安基準第18条第7項関係、細目告示第22条第13項関係、細目告示第100条第17項関係） ①～③ （略） 様式の例 （略） (3) （略） 4-28-2～4 （略）
---	--

4-47 窓ガラス貼付物等

4-47-1 性能要件

4-47-1-1 視認等による審査

- (1) 4-46-1 (5)に規定する窓ガラスには、次に掲げるもの以外のものが装着（窓ガラスに一部又は全部が接触又は密着している状態を含む。以下4-47-1-1及び4-47-1-2において同じ。）され、はり付けられ、塗装され、又は刻印されてはならない。ただし、窓ふき器及び自動車製作者が付したことが明らかである刻印については、この限りでない。（保安基準第29条第4項関係、細目告示第39条第3項関係、細目告示第117条第4項関係）

①～④ （略）

⑤ 道路交通法第63条第4項の標章

⑥～⑬ （略）

- (2)～(3) （略）

4-47-1-2 テスタ等による審査

（略）

4-47-2～3 （略）

4-47 窓ガラス貼付物等

4-47-1 性能要件

4-47-1-1 視認等による審査

- (1) 4-46-1 (5)に規定する窓ガラスには、次に掲げるもの以外のものが装着（窓ガラスに一部又は全部が接触又は密着している状態を含む。以下4-47-1-1、4-47-1-2及び4-47-5-1において同じ。）され、はり付けられ、塗装され、又は刻印されてはならない。ただし、窓ふき器及び自動車製作者が付したことが明らかである刻印については、この限りでない。（保安基準第29条第4項関係、細目告示第39条第3項関係、細目告示第117条第4項関係）

①～④ （略）

⑤ 道路交通法第51条第3項又は第63条第4項の標章

⑥～⑬ （略）

- (2)～(3) （略）

4-47-1-2 テスタ等による審査

（略）

4-47-2～3 （略）

4-47-4 適用関係の整理

- (1) 平成元年4月30日以前に製作された自動車については、4-47-5（従前規定の適用①）の規定を適用する。（適用関係告示第26条第1項第3号関係）

4-47-5 従前規定の適用①

平成元年4月30日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第26条第1項第3号関係）

4-47-5-1 性能要件

- (1) 自動車（被牽引自動車を除く。）の前面ガラス及び側面ガラス（運転者席より後方の部分を除く。）には、次に掲げるもの以外のものが装着され、はり付けられ、又は塗装されてはならない。ただし、窓ふき器についてはこの限りでない。

① 整備命令標章

② 臨時検査合格標章

③ 検査標章

④ 自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第94号）第9条の2第1項（同法第9条の4において準用する場合を含む。）又は第10条の2第1項の保険標章、共済標章又は保険・共済除外標章

⑤ 道路交通法第51条第3項又は第63条第4項の標章

⑥ 車室内に備えるはり付け式の後写鏡

⑦ 公共の電波の受信のために前面ガラスにはり付けるアンテナ。この場合において、乗用自動車であって細目告示別添37「窓ガラスの技術基準」2.8.に規定する前面ガラスの試験領域A又は試験領域Bにはり付ける場合にあっては、次のア又はイに掲げる要件、乗用自動車以外であって試験領域Iにはり付ける場合にあっては、ウに掲げる要件を満足しなければならない。

	<u>ア 試験領域Aにはり付ける場合にあつては、機器の幅が0.5mm以下であり、かつ、3本以下であること。</u> <u>イ 試験領域B（試験領域Aと重複する領域を除く。）にはり付ける場合にあつては、機器の幅が1.0mm以下であること。</u> <u>ウ 試験領域Iにはり付ける場合にあつては、機器の幅が1.0mm以下であること。</u> <u>⑧ ①から⑦までに掲げるもののほか、装着され、はり付けられ、又は塗装された状態において、透明であり、かつ、運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲に係る部分における可視光線の透過率が70%以上であることが確保できるもの</u> <u>⑨ 自動車に盗難防止装置が備えられていることを表示する標識又は自動車の盗難を防止するために窓ガラスに刻印する文字及び記号であつて、側面ガラスのうち、標識又は刻印の上縁の高さがその附近のガラス開口部（ウェザ・ストリップ、モール等と重なる部分及びマスキングが施されている部分を除く。）の下縁から100mm以下、かつ標識又は刻印の前縁がその附近のガラス開口部の後縁から125mm以内となるように貼付又は刻印されたもの</u> <u>⑩ ①から⑨までに掲げるもののほか、国土交通大臣又は地方運輸局長が指定したものの</u> <u>(2) 次に掲げる範囲は、(1)の「側面ガラス（運転者席より後方の部分を除く。）」とされないものとする。</u> <u>① 運転者席より後方の座席等の側面ガラス</u> <u>② 側面ガラスのうち、運転者席に備えられている頭部後傾抑止装置の前縁（運転者席に頭部後傾抑止装置が備えられていない自動車にあつては、運転者席に備えられている背あて上部の前縁、運転者席に頭部後傾抑止装置及び背あてが備えられていない自動車にあつては、通常の運転姿勢にある運転者の頭部の後端）を含み、かつ、車両中心線に直交する鉛直面より後方の部分。この場合において、スライド機構等を有する運転者席にあつては、運転者席を最後端の位置に調整した状態とし、リクライニング機構を有する運転者席の背もたれにあつては、背もたれを鉛直線から後方に25°の角度にできるだけ近くなるような角度の位置に調整した状態とする。</u> <u>(3) (1)⑧の「運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲」とは、次の各号に掲げる範囲（後写鏡及び4－89の装置を確認するために必要な範囲並びに4－89－1ただし書の自動車の窓ガラスのうち4－89－1の障害物を確認するために必要な範囲を除く。）以外の範囲とする。</u> <u>① 前面ガラスの上縁であつて、車両中心線と平行な鉛直面上のガラス開口部（ウェザ・ストリップ、モール等と重なる部分及びマスキングが施されている部分を除く。）の実長の20%以内の範囲</u> <u>② 側面ガラスであつて、自動車の側面に設けられた扉等より上方に設けられた窓ガラスの範囲</u> <u>③ 側面ガラスであつて、自動車の側面に設けられた扉等の下部に設けられた窓ガラスの範囲</u> <u>④ ③に掲げるもののほか、乗車定員11人以上の自動車及びその形状が乗車定員11人以上の自動車の形状に類する自動車の側面に設けられた扉の窓ガラスのうち、運転者席の座面を含む水平面より下方の範囲</u>
--	--

4-79 方向指示器

4-79-1 装備要件

(略)

4-79-2 性能要件（視認等による審査）

- (1) 方向指示器は、自動車が右左折又は進路の変更をすることを他の交通に示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 41 条第 2 項関係、細目告示第 59 条第 1 項及び第 2 項関係、細目告示第 137 条第 1 項関係）

① 方向指示器は、方向の指示を表示する方向 100m〔4-79-3 (1)③、④（自動車の両側面の中央部に備える方向指示器を除く。）、⑤又は⑥（④の規定により自動車の両側面の中央部に備える方向指示器を除く。）の規定により自動車の両側面に備える方向指示器にあっては、30m〕の位置から昼間において点灯を確認できるものであり、かつ、その照射光線は、他の交通を妨げないものであること。この場合において、次の第 1 表に掲げる性能を有するものであって、かつ、その機能が正常である方向指示器は、この基準に適合するものとする。

(4) 前面ガラス及び側面ガラス（運転者席より後方の部分を除く。）のうち運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲に係る部分における可視光線透過率が、着色フィルム等が装着され、はり付けられ、又は塗装されたことにより、70%を下回るおそれがあると認められたときは、可視光線透過率測定器を用いて可視光線透過率を計測するものとする。

ただし可視光線透過率が 70%を下回ることが明らかである場合には、この限りではない。

(5) 窓ガラスに装着され、はり付けられ、又は塗装された状態において、運転者が次の各号に掲げるものを確認できるものは、(1)⑧の「透明であり」とされるものとする。

① 運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲に係る部分にあっては、他の自動車、歩行者等

② (2)①及び②にあっては、交通信号機

③ (2)③及び④にあっては、歩行者等

4-79 方向指示器

4-79-1 装備要件

(略)

4-79-2 性能要件（視認等による審査）

- (1) 方向指示器は、自動車が右左折又は進路の変更をすることを他の交通に示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 41 条第 2 項関係、細目告示第 59 条第 1 項及び第 2 項関係、細目告示第 137 条第 1 項関係）

① 方向指示器は、方向の指示を表示する方向 100m〔4-79-3 (1)③、④（両側面の中央部に備える方向指示器を除く。）、⑤又は⑥（④の規定により両側面の中央部に備える方向指示器を除く。）の規定により自動車の両側面に備える方向指示器にあっては、30m〕の距離から昼間において点灯を確認できるものであり、かつ、その照射光線は、他の交通を妨げないものであること。この場合において、次の第 1 表に掲げる性能を有するものであって、かつ、その機能が正常である方向指示器は、この基準に適合するものとする。

第1表				第1表			
方向指示器の種類	自動車の種類	要件		方向指示器の種類	自動車の種類	要件	
		光源のW数	照明部の面積			光源のW数	照明部の面積
イ 方向の指示を前方又は後方に対して表示するための方向指示器	長さ6m以上の自動車	15W以上 60W以下	40cm ² 以上	イ 方向の指示を前方又は後方に対して表示するための方向指示器	長さ6m以上の自動車	15W以上 60W以下	40cm ² 以上
	二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車	10W以上 60W以下	7cm ² 以上		二輪自動車及び側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車		7cm ² 以上
	その他	15W以上 60W以下	20cm ² 以上		その他	15W以上 60W以下	20cm ² 以上
ロ 4-79-3(1)③、④、⑤又は⑥の規定により自動車の両側面に備える方向指示器(4-79-3(2)⑨に規定するものを除く。)	平成22年4月1日以後に製作された長さが6mを超える自動車	6W以上 60W以下	20cm ² 以上 (※1)	ロ 4-79-3(1)③、④、⑤又は⑥の規定により自動車の両側面に備える方向指示器(4-79-3(2)⑨に規定するものを除く。)	平成22年4月1日以後に製作された長さが6mを超える自動車	6W以上 60W以下	20cm ² 以上 (※1)
	平成18年1月1日から平成22年3月31日以前に製作された長さ6m以上の自動車及び平成22年4月1日以後に製作された長さ6mの自動車	3W以上 60W以下	20cm ² 以上 (※1)		平成18年1月1日から平成22年3月31日以前に製作された長さ6m以上の自動車	3W以上 60W以下	20cm ² 以上 (※1)
	その他	3W以上 30W以下	10cm ² 以上 (※1)		その他	3W以上 30W以下	10cm ² 以上 (※1)
ハ 4-79-3(2)⑨の規定により自動車の両側面に備える方向指示器		15W以上 60W以下	40cm ² 以上 (※1)	ハ 4-79-3(2)⑨の規定により自動車の両側面に備える方向指示器		15W以上 60W以下	40cm ² 以上 (※1)

※1：各照明部の車両中心線上の鉛直面への投影面積及び車両中心線上の鉛直面と45°に交わる鉛直面への投影面積をいう。

②～④ (略)
(2) (略)
4-79-3～9 (略)
4-79-10 従前規定の適用⑥
(略)
4-79-10-1 装備要件
(略)
4-79-10-2 性能要件

※1：各照明部の車両中心面への投影面積及び車両中心面と45°に交わる鉛直面への投影面積をいう。
※2：各照明部の車両中心面（専ら後側方に対して表示するためのものにあつては、車両中心面と45°に交わる鉛直面）への投影面積をいう。

②～④ (略)
(2) (略)
4-79-3～9 (略)
4-79-10 従前規定の適用⑥
(略)
4-79-10-1 装備要件
(略)
4-79-10-2 性能要件

(1) 方向指示器は、次の基準に適合するものでなければならない。 ① (略) ② 次に掲げるものであって、その機能が正常であるものは、①の基準に適合するものとする。この場合において、指示部の取扱い、別添9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。 ア 次表に掲げる要件を備える各方向指示器				(1) 方向指示器は、次の基準に適合するものでなければならない。 ① (略) ② 次に掲げるものであって、その機能が正常であるものは、①の基準に適合するものとする。この場合において、指示部の取扱い、別添9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。 ア 次表に掲げる要件を備える各方向指示器			
方向指示器の種類	自動車の種類	要 件		方向指示器の種類	自動車の種類	要 件	
		光源の W 数	照明部の 面積			光源の W 数	照明部の 面積
(7) 方向の指示を前方又は後方に対して表示するための方向指示器	長さ6m以上の自動車	15W以上	40cm ² 以上 (※1)	(7) 方向の指示を前方又は後方に対して表示するための方向指示器	長さ6m以上の自動車	15W以上	40cm ² 以上 (※1)
	二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車	10W以上	7 cm ² 以上 (※1)		二輪自動車及び側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車		7 cm ² 以上 (※1)
	その他	15W以上	20cm ² 以上 (※1)		その他		20cm ² 以上 (※1)
(イ) 4-79-10-1③、④、⑤又は⑥の規定により自動車の両側面に備える方向指示器(4-79-10-3(1)⑧を除く。)		3W以上	20cm ² 以上 (※3)	(イ) 4-79-10-1③、④、⑤又は⑥の規定により自動車の両側面に備える方向指示器(4-79-10-3(1)⑧を除く。)		3W以上	20cm ² 以上 (※3)
(ウ) 4-79-10-3(1)⑧の規定により自動車の両側面に備える方向指示器		15W以上	40cm ² 以上 (※2)	(ウ) 4-79-10-3(1)⑧の規定により自動車の両側面に備える方向指示器		15W以上	40cm ² 以上 (※2)
※1：各指示部の車両中心線上の鉛直面に直交する鉛直面への投影面積（不透明なモール等により仕切られた指示部にあっては、当該モール等に相当する投影面積を除く。※2において同じ。）をいう。 ※2：各指示部の車両中心線上の鉛直面への投影面積及び車両中心線上の鉛直面と45°に交わる鉛直面への投影面積をいう。 ※3：各指示部の車両中心線上の鉛直面（専ら後側方に対し表示するためのもの）にあっては、車両中心線上の鉛直面と45°に交わる後側方の鉛直面への投影面積をいう。 イ、ウ (略) ③、④ (略) (2)～(4) (略)				※1：各指示部の車両中心面に直交する鉛直面への投影面積（不透明なモール等により仕切られた指示部にあっては、当該モール等に相当する投影面積を除く。※2において同じ。）をいう。 ※2：各指示部の車両中心面への投影面積及び車両中心面と45°に交わる鉛直面への投影面積をいう。 ※3：各指示部の車両中心面（専ら後側方に対し表示するためのものにあっては、車両中心面と45°に交わる鉛直面）への投影面積をいう。 イ、ウ (略) ③、④ (略) (2)～(4) (略)			
4-79-10-3 取付要件 (略)				4-79-10-3 取付要件 (略)			

4-79-11 従前規定の適用⑦

(略)

4-79-11-1 装備要件

(略)

4-79-11-2 性能要件

(1) 方向指示器は、次の基準に適合するものでなければならない。

① (略)

② 次に掲げるものであって、その機能が正常であるものは、①の基準に適合するものとする。この場合において、指示部の取扱いは、別添9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。

ア 次表に掲げる要件を備える各方向指示器

方向指示器の種類	要 件	
	光源の W数	照明部の 面積
方向の指示を前方又は後方に対して表示するための方向指示器	<u>10W以上</u>	7 cm ² 以上 (※1)

※1：各指示部の車両中心線上の鉛直面に直交する鉛直面への投影面積（不透明なモール等により仕切られた指示部にあっては、当該モール等に相当する投影面積を除く。）

イ、ウ (略)

③、④ (略)

(2)、(3) (略)

4-79-11-3 取付要件

(略)

4-79-12 従前規定の適用⑧

(略)

4-79-12-1 装備要件

(略)

4-79-12-2 性能要件

(1) 方向指示器は、次の基準に適合するものでなければならない。

① (略)

② 次に掲げるものであって、その機能が正常であるものは、①の基準に適合するものとする。この場合において、指示部の取扱いは、別添9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。

4-79-11 従前規定の適用⑦

(略)

4-79-11-1 装備要件

(略)

4-79-11-2 性能要件

(1) 方向指示器は、次の基準に適合するものでなければならない。

① (略)

② 次に掲げるものであって、その機能が正常であるものは、①の基準に適合するものとする。この場合において、指示部の取扱いは、別添9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。

ア 次表に掲げる要件を備える各方向指示器

方向指示器の種類	要 件	
	光源の W数	照明部の 面積
方向の指示を前方又は後方に対して表示するための方向指示器	<u>15W以上</u>	7 cm ² 以上 (※1)

※1：各指示部の車両中心面に直交する鉛直面への投影面積（不透明なモール等により仕切られた指示部にあっては、当該モール等に相当する投影面積を除く。）

イ、ウ (略)

③、④ (略)

(2)、(3) (略)

4-79-11-3 取付要件

(略)

4-79-12 従前規定の適用⑧

(略)

4-79-12-1 装備要件

(略)

4-79-12-2 性能要件

(1) 方向指示器は、次の基準に適合するものでなければならない。

① (略)

② 次に掲げるものであって、その機能が正常であるものは、①の基準に適合するものとする。この場合において、指示部の取扱いは、別添9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。

ア 次表に掲げる要件を備える各方向指示器				ア 次表に掲げる要件を備える各方向指示器			
方向指示器の種類	自動車の種類	要 件		方向指示器の種類	自動車の種類	要 件	
		光源の W 数	照明部の 面積			光源の W 数	照明部の 面積
(7) 方向の指示を前方又は後方に対して表示するための方向指示器	長さ 6 m以上の自動車	15W以上	40cm ² 以上 (※ 1)	(7) 方向の指示を前方又は後方に対して表示するための方向指示器	長さ 6 m以上の自動車	15W以上	40cm ² 以上 (※ 1)
	二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車	10W以上	7 cm ² 以上 (※ 1)		二輪自動車及び側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車		7 cm ² 以上 (※ 1)
	その他	15W以上	20cm ² 以上 (※ 1)		その他		20cm ² 以上 (※ 1)
(イ) 4-79-12-1 ③、④、⑤又は⑥の規定により自動車の両側面に備える方向指示器（4-79-12-3 (1)⑧を除く。）		3 W以上	20cm ² 以上 (※ 3)	(イ) 4-79-12-1 ③、④、⑤又は⑥の規定により自動車の両側面に備える方向指示器（4-79-12-3 (1)⑧を除く。）		3 W以上	20cm ² 以上 (※ 3)
(ウ) 4-79-12-3 (1)⑧の規定により自動車の両側面に備える方向指示器		15W以上	40cm ² 以上 (※ 2)	(ウ) 4-79-12-3 (1)⑧の規定により自動車の両側面に備える方向指示器		15W以上	40cm ² 以上 (※ 2)
※ 1：各指示部の車両中心線上の鉛直面に直交する鉛直面への投影面積（不透明なモール等により仕切られた指示部にあっては、当該モール等に相当する投影面積を除く。※ 2において同じ。）をいう。 ※ 2：各指示部の車両中心線上の鉛直面への投影面積及び車両中心線上の鉛直面と 45° に交わる鉛直面への投影面積をいう。 ※ 3：各指示部の車両中心線上の鉛直面（専ら後側方に対し表示するためのもの）にあっては、車両中心線上の鉛直面と 45° に交わる後側方の鉛直面への投影面積をいう。 イ、ウ （略） ③、④ （略） (2)～(4) （略） 4-79-12-3 取付要件 （略） 4-79-13 従前規定の適用⑨ （略） 4-79-13-1 装備要件 （略） 4-79-13-2 性能要件				※ 1：各指示部の車両中心面に直交する鉛直面への投影面積（不透明なモール等により仕切られた指示部にあっては、当該モール等に相当する投影面積を除く。※ 2において同じ。）をいう。 ※ 2：各指示部の車両中心面への投影面積及び車両中心面と 45° に交わる鉛直面への投影面積をいう。 ※ 3：各指示部の車両中心面（専ら後側方に対し表示するためのもの）にあっては、車両中心面と 45° に交わる鉛直面への投影面積をいう。 イ、ウ （略） ③、④ （略） (2)～(4) （略） 4-79-12-3 取付要件 （略） 4-79-13 従前規定の適用⑨ （略） 4-79-13-1 装備要件 （略） 4-79-13-2 性能要件			

(1) 方向指示器は、次の基準に適合するものでなければならない。 ① (略) ② 次に掲げるものであって、その機能が正常であるものは、①の基準に適合するものとする。この場合において、指示部の取扱いは、別添9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。 ア 次表に掲げる要件を備える各方向指示器				(1) 方向指示器は、次の基準に適合するものでなければならない。 ① (略) ② 次に掲げるものであって、その機能が正常であるものは、①の基準に適合するものとする。この場合において、指示部の取扱いは、別添9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。 ア 次表に掲げる要件を備える各方向指示器			
方向指示器の種類	自動車の種類	要 件		方向指示器の種類	自動車の種類	要 件	
		光源の W 数	照明部の 面積			光源の W 数	照明部の 面積
(7) 方向の指示を前方又は後方に対して表示するための方向指示器	長さ6m以上の自動車	15W以上	40cm ² 以上 (※1)	(7) 方向の指示を前方又は後方に対して表示するための方向指示器	長さ6m以上の自動車	15W以上	40cm ² 以上 (※1)
	二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車	10W以上	7 cm ² 以上 (※1)		二輪自動車及び側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車		7 cm ² 以上 (※1)
	その他	15W以上	20cm ² 以上 (※1)		その他		20cm ² 以上 (※1)
(イ) 4-79-14-1③、④、⑤又は⑥の規定により自動車の両側面に備える方向指示器(4-79-13-3(1)⑧を除く。)	長さ6m以上の自動車	3W以上	20cm ² 以上 (※2)	(イ) 4-79-14-1③、④、⑤又は⑥の規定により自動車の両側面に備える方向指示器(4-79-13-3(1)⑧を除く。)	長さ6m以上の自動車	3W以上	20cm ² 以上 (※2)
	その他	3W以上	10cm ² 以上 (※2)		その他	3W以上	10cm ² 以上 (※2)
(ウ) 4-79-13-3(1)⑧の規定により自動車の両側面に備える方向指示器		15W以上	40cm ² 以上 (※2)	(ウ) 4-79-13-3(1)⑧の規定により自動車の両側面に備える方向指示器		15W以上	40cm ² 以上 (※2)
※1：各指示部の車両中心線上の鉛直面に直交する鉛直面への投影面積（不透明なモール等により仕切られた指示部にあっては、当該モール等に相当する投影面積を除く。※2において同じ。）をいう。 ※2：各指示部の車両中心線上の鉛直面への投影面積及び車両中心線上の鉛直面と45°に交わる鉛直面への投影面積をいう。 イ、ウ (略) ③～⑤ (略) (2)～(4) (略) 4-79-13-3 取付要件 (略) 4-79-14 従前規定の適用⑩ (略)				※1：各指示部の車両中心面に直交する鉛直面への投影面積（不透明なモール等により仕切られた指示部にあっては、当該モール等に相当する投影面積を除く。※2において同じ。）をいう。 ※2：各指示部の車両中心面への投影面積及び車両中心面と45°に交わる鉛直面への投影面積をいう。 イ、ウ (略) ③～⑤ (略) (2)～(4) (略) 4-79-13-3 取付要件 (略) 4-79-14 従前規定の適用⑩ (略)			

4-79-14-1 装備要件

(略)

4-79-14-2 性能要件

(1) 方向指示器は、次の基準に適合するものでなければならない。

① (略)

② 次に掲げるものであって、その機能が正常であるものは、①の基準に適合するものとする。この場合において、指示部の取扱いは、別添9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。

ア 次表に掲げる要件を備える各方向指示器

方向指示器の種類	自動車の種類	要 件	
		光源の W 数	照明部の 面積
(ア) 方向の指示を前方又は後方に対して表示するための方向指示器	長さ6m以上の自動車	15W以上	40cm ² 以上 (※1)
	二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車	10W以上	7 cm ² 以上 (※1)
	その他	15W以上	20cm ² 以上 (※1)
(イ) 4-79-14-1③、④、⑤又は⑥の規定により自動車の両側面に備える方向指示器(4-79-14-3(1)⑧を除く。)	長さ6m以上の自動車	3W以上	20cm ² 以上 (※2)
	その他	3W以上	10cm ² 以上 (※2)
(ウ) 4-79-14-3(1)⑧の規定により自動車の両側面に備える方向指示器		15W以上	40cm ² 以上 (※2)

※1：各指示部の車両中心線上の鉛直面に直交する鉛直面への投影面積（不透明なモール等により仕切られた指示部にあつては、当該モール等に相当する投影面積を除く。※2において同じ。）をいう。

※2：各指示部の車両中心線上の鉛直面への投影面積及び車両中心線上の鉛直面と45°に交わる鉛直面への投影面積をいう。

イ、ウ (略)

③～⑤ (略)

(2)、(3) (略)

4-79-14-3 取付要件**4-79-14-1 装備要件**

(略)

4-79-14-2 性能要件

(1) 方向指示器は、次の基準に適合するものでなければならない。

① (略)

② 次に掲げるものであって、その機能が正常であるものは、①の基準に適合するものとする。この場合において、指示部の取扱いは、別添9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。

ア 次表に掲げる要件を備える各方向指示器

方向指示器の種類	自動車の種類	要 件	
		光源の W 数	照明部の 面積
(ア) 方向の指示を前方又は後方に対して表示するための方向指示器	長さ6m以上の自動車	15W以上	40cm ² 以上 (※1)
	二輪自動車及び側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車		7 cm ² 以上 (※1)
	その他		20cm ² 以上 (※1)
(イ) 4-79-14-1③、④、⑤又は⑥の規定により自動車の両側面に備える方向指示器(4-79-14-3(1)⑧を除く。)	長さ6m以上の自動車	3W以上	20cm ² 以上 (※2)
	その他	3W以上	10cm ² 以上 (※2)
(ウ) 4-79-14-3(1)⑧の規定により自動車の両側面に備える方向指示器		15W以上	40cm ² 以上 (※2)

※1：各指示部の車両中心面に直交する鉛直面への投影面積（不透明なモール等により仕切られた指示部にあつては、当該モール等に相当する投影面積を除く。※2において同じ。）をいう。

※2：各指示部の車両中心面への投影面積及び車両中心面と45°に交わる鉛直面への投影面積をいう。

イ、ウ (略)

③～⑤ (略)

(2)、(3) (略)

4-79-14-3 取付要件

(略) 4-91 速度計等 4-91-1 装備要件 (略) 4-91-2 性能要件 4-91-2-1 テスタ等による審査 4-91-1 (1)の速度計の指度は、平坦な舗装路面での走行時において、著しい誤差がないものでなければならない。この場合において、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、自動車の速度計が 40km/h（最高速度が 40km/h 未満の自動車にあっては、その最高速度）を指示した時の運転者の合図によって速度計試験機を用いて計測した速度が次に掲げる基準に適合しないものは、この基準に適合しないものとする。（細目告示第 148 条第 1 項第 2 号関係） ① 最高速度が 40km/h 以上の自動車にあっては、次の基準に適合するものであること。 ア 二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車にあっては、計測した速度が 31.0km/h <u>以上 42.5km/h 以下</u>の範囲にあるもの イ 二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては、計測した速度が 29.1km/h <u>以上 42.5km/h 以下</u>の範囲にあるもの ② 最高速度が 40km/h 未満の自動車にあっては、次の基準に適合するものであること。 ア 二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車にあっては、計測した速度が次式に適合するものであること。 $10(V_1 - 6) / 11 \leq V_2 \leq (100 / 94) V_1$ この場合において、 V_1 は、自動車に備える速度計の指示速度（単位 km/h） V_2 は、速度計試験機を用いて計測した速度（単位 km/h） イ 二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては、計測した速度が次式に適合するものであること。 $10(V_1 - 8) / 11 \leq V_2 \leq (100 / 94) V_1$ この場合において、 V_1 は、自動車に備える速度計の指示速度（単位 km/h） V_2 は、速度計試験機を用いて計測した速度（単位 km/h） 4-91-2-2 視認等による審査 (略) 4-91-3～4 (略) 4-91-5 従前規定の適用①	(略) 4-91 速度計等 4-91-1 装備要件 (略) 4-91-2 性能要件 4-91-2-1 テスタ等による審査 4-91-1 (1)の速度計の指度は、平坦な舗装路面での走行時において、<u>自動車の速度を下回らず、かつ、著しい誤差のないものでなければならない。</u>この場合において、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、自動車の速度計が 40km/h（最高速度が 40km/h 未満の自動車にあっては、その最高速度）を指示した時の運転者の合図によって速度計試験機を用いて計測した速度が次に掲げる基準に適合しないものは、この基準に適合しないものとする。（細目告示第 148 条第 1 項第 2 号関係） ① 最高速度が 40km/h 以上の自動車にあっては、次の基準に適合するものであること。 ア 二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車にあっては、計測した速度が 31.0km/h <u>から 40.0km/h までの範囲にあるもの</u> イ 二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては、計測した速度が 29.1km/h <u>から 40.0km/h までの範囲にあるもの</u> ② 最高速度が 40km/h 未満の自動車にあっては、次の基準に適合するものであること。 ア 二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車にあっては、計測した速度が次式に適合するものであること。 $10(V_1 - 6) / 11 \leq V_2 \leq V_1$ この場合において、 V_1 は、自動車に備える速度計の指示速度（単位 km/h） V_2 は、速度計試験機を用いて計測した速度（単位 km/h） イ 二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては、計測した速度が次式に適合するものであること。 $10(V_1 - 8) / 11 \leq V_2 \leq V_1$ この場合において、 V_1 は、自動車に備える速度計の指示速度（単位 km/h） V_2 は、速度計試験機を用いて計測した速度（単位 km/h） 4-91-2-2 視認等による審査 (略) 4-91-3～4 (略) 4-91-5 従前規定の適用①
--	--

(略) 4-91-5-1 装備要件 (略) 4-91-5-2 性能要件 速度計は、次の各号の基準に適合するものであること。 (1) (略) (2) 速度計の指度は、平坦な舗装路面での走行時において、著しい誤差のないものでなければならない。この場合において、テスト等その他適切な方法により審査したときに、自動車の速度計が 40km/h（最高速度が 40km/h 未満の自動車にあっては、その最高速度）を指示した時の運転者の合図によって速度計試験機を用いて計測した速度が次に掲げる基準に適合しないものは、速度計の指度の基準に適合しないものとする。 ① 最高速度が 40km/h 以上の自動車にあっては、次の基準に適合するものであること。 ア 二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車にあっては、計測した速度が 31.0km/h <u>以上</u> 44.4km/h <u>以下</u> の範囲にあるもの イ 二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては、計測した速度が 29.1km/h <u>以上</u> 44.4km/h <u>以下</u> の範囲にあるもの ② (略) (3) (略)	(略) 4-91-5-1 装備要件 (略) 4-91-5-2 性能要件 速度計は、次の各号の基準に適合するものであること。 (1) (略) (2) 速度計の指度は、平坦な舗装路面での走行時において、<u>自動車の速度を下回らず、かつ</u>、著しい誤差のないものでなければならない。この場合において、テスト等その他適切な方法により審査したときに、自動車の速度計が 40km/h（最高速度が 40km/h 未満の自動車にあっては、その最高速度）を指示した時の運転者の合図によって速度計試験機を用いて計測した速度が次に掲げる基準に適合しないものは、速度計の指度の基準に適合しないものとする。 ① 最高速度が 40km/h 以上の自動車にあっては、次の基準に適合するものであること。 ア 二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車にあっては、計測した速度が 31.0km/h <u>から</u> 44.4km/h <u>まで</u> の範囲にあるもの イ 二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては、計測した速度が 29.1km/h <u>から</u> 44.4km/h <u>まで</u> の範囲にあるもの ② (略) (3) (略)
4-96 緊急自動車 4-96-1 装備要件 (略) 4-96-2 性能要件 4-96-2-1 テスタ等による審査 (略) 4-96-2-2 視認等による審査 (1) (略) (2) 緊急自動車は、当該自動車が緊急自動車であることを他の交通に示すことができるものとして、車体の塗色に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合しなければならない。（保安基準第 49 条第 2 項関係） ① 緊急自動車の車体の塗色は、消防自動車にあっては朱色とし、その他の緊急自動車にあっては白色とする。ただし、警察自動車、検察庁において犯罪捜査のために使用する自動車又は防衛省用自動車であって緊急の出動の用に供するもの、刑務所その他の矯正施設において緊急警備のため使用する自動車、入国者収容所又は地方入国管理局において容疑者の収容又は被収容者の警備のため使用する自動車、公共用応急作業自動車、海上保安庁用自動車であって緊急自動車として取り扱われる自	4-96 緊急自動車 4-96-1 装備要件 (略) 4-96-2 性能要件 4-96-2-1 テスタ等による審査 (略) 4-96-2-2 視認等による審査 (1) (略) (2) 緊急自動車は、当該自動車が緊急自動車であることを他の交通に示すことができるものとして、車体の塗色に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合しなければならない。（保安基準第 49 条第 2 項関係） ① 緊急自動車の車体の塗色は、消防自動車にあっては朱色とし、その他の緊急自動車にあっては白色とする。ただし、警察自動車、検察庁において犯罪捜査のために使用する自動車又は防衛庁用自動車であって緊急の出動の用に供するもの、刑務所その他の矯正施設において緊急警備のため使用する自動車、入国者収容所又は地方入国管理局において容疑者の収容又は被収容者の警備のため使用する自動車、公共用応急作業自動車、海上保安庁用自動車であって緊急自動車として取り扱われる自

動車及び不法に開設された無線局の探査のため総務省において使用する自動車にあっては、この限りでない。（細目告示第 75 条第 3 号関係、細目告示第 153 条第 3 号） ② （略） 4-96-3 ～ 4 （略） 4-96-5 従前規定の適用① （略） 4-96-5-1 装備要件 （略） 4-96-5-2 性能要件 4-96-5-2-1 テスタ等による審査 （略） 4-96-5-2-2 視認等による審査 緊急自動車は、当該自動車が緊急自動車であることを他の交通に示すことができるものとして、警光灯の灯光の色、明るさ、車体の塗色等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合しなければならない。（保安基準第 49 条第 2 項関係、細目告示第 153 条関係） ① （略） ② 緊急自動車の車体の塗色は、消防自動車にあっては朱色とし、その他の緊急自動車にあっては白色とする。ただし、警察自動車、検察庁において犯罪捜査のために使用する自動車又は防衛省用自動車であって緊急の出動の用に供するもの、刑務所その他の矯正施設において緊急警備のため使用する自動車、入国者収容所又は地方入国管理局において容疑者の収容又は被収容者の警備のため使用する自動車、公共用応急作業自動車、海上保安庁用自動車であって緊急自動車として取り扱われる自動車及び不法に開設された無線局の探査のため総務省において使用する自動車にあっては、この限りでない。（細目告示第 75 条第 3 号関係、細目告示第 153 条第 3 号） ③ （略） 5-26 車枠及び車体 5-26-1 性能要件（視認等による審査） (1)～(4) （略） (5) 自動車の窓、乗降口等のとびらを閉鎖した状態において、次のいずれかに該当する車枠及び車体は、(2)の基準に適合しないものとする。（細目告示第178条第4項関係） ①～⑧ （略） ⑨ 貨物自動車に備える簡易クレーンのクレーンブームであって、<u>その車両前方への突出量及び前端的取付高さが次に該当するもの</u> ア （略） イ クレーン部を除く自動車の最前部（後写鏡、バンパその他の自動車前面に備える付属物を除く。）からクレーンブームの最前端までの水平距離が1mを超えるものの	動車及び不法に開設された無線局の探査のため総務省において使用する自動車にあっては、この限りでない。（細目告示第 75 条第 3 号関係、細目告示第 153 条第 3 号） ② （略） 4-96-3 ～ 4 （略） 4-96-5 従前規定の適用① （略） 4-96-5-1 装備要件 （略） 4-96-5-2 性能要件 4-96-5-2-1 テスタ等による審査 （略） 4-96-5-2-2 視認等による審査 緊急自動車は、当該自動車が緊急自動車であることを他の交通に示すことができるものとして、警光灯の灯光の色、明るさ、車体の塗色等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合しなければならない。（保安基準第 49 条第 2 項関係、細目告示第 153 条関係） ① （略） ② 緊急自動車の車体の塗色は、消防自動車にあっては朱色とし、その他の緊急自動車にあっては白色とする。ただし、警察自動車、検察庁において犯罪捜査のために使用する自動車又は防衛庁用自動車であって緊急の出動の用に供するもの、刑務所その他の矯正施設において緊急警備のため使用する自動車、入国者収容所又は地方入国管理局において容疑者の収容又は被収容者の警備のため使用する自動車、公共用応急作業自動車、海上保安庁用自動車であって緊急自動車として取り扱われる自動車及び不法に開設された無線局の探査のため総務省において使用する自動車にあっては、この限りでない。（細目告示第 75 条第 3 号関係、細目告示第 153 条第 3 号） ③ （略） 5-26 車枠及び車体 5-26-1 性能要件（視認等による審査） (1)～(4) （略） (5) 自動車の窓、乗降口等のとびらを閉鎖した状態において、次のいずれかに該当する車枠及び車体は、(2)の基準に適合しないものとする。（細目告示第178条第4項関係） ①～⑧ （略） ⑨ 貨物自動車に備える簡易クレーンのクレーンブームであって、<u>クレーンブームの車両前方への突出量及びクレーンブームの前端の取付高さが次に該当するもの</u> ア （略） イ クレーン部を除く自動車の最前端からクレーンブームの最前端までの水平距離が 1m を超えるもの
--	--

ウ (略) ⑩ (略) (6)～(9) (略) 5－26－2～4 (略) 5－28 車体表示 5－28－1 性能要件（視認等による審査） (1) (略) (2) 専ら中学校、小学校、特別支援学校、幼稚園又は保育所に通う生徒、児童又は幼児の運送を目的とする自動車（乗車定員11人以上のものに限る。）の車体の前面、後面及び両側面には、次に定める様式の例により、これらの者の運送を目的とする自動車である旨の表示をしなければならない。（保安基準第18条第7項関係、細目告示第178条第13項関係） ①～③ (略) 様式の例 (略) (3) (略) 5－28－2～4 (略) 5－47 窓ガラス貼付物等 5－47－1 性能要件 5－47－1－1 視認等による審査 (1) 5－46－1(4)に規定する窓ガラスには、次に掲げるもの以外のものが装着（窓ガラスに一部又は全部が接触又は密着している状態を含む。以下5－47－1－1及び5－47－1－2において同じ。）され、はり付けられ、塗装され、又は刻印されているはならない。ただし、窓ふき器及び自動車製作者が付したことが明らかである刻印については、この限りでない。（保安基準第29条第4項関係、細目告示第195条第5項関係） ①～④ (略) ⑤ 道路交通法第63条第4項の標章 ⑥～⑬ (略) (2)～(3) (略) 5－47－2～3 (略) 5－79 方向指示器 5－79－1 装備要件 (略)	ウ (略) ⑩ (略) (6)～(9) (略) 5－26－2～4 (略) 5－28 車体表示 5－28－1 性能要件（視認等による審査） (1) (略) (2) 専ら中学校、小学校、盲学校、ろう学校、養護学校、幼稚園又は保育所に通う生徒、児童又は幼児の運送を目的とする自動車（乗車定員11人以上のものに限る。）の車体の前面、後面及び両側面には、次に定める様式の例により、これらの者の運送を目的とする自動車である旨の表示をしなければならない。（保安基準第18条第7項関係、細目告示第178条第13項関係） ①～③ (略) 様式の例 (略) (3) (略) 5－28－2～4 (略) 5－47 窓ガラス貼付物等 5－47－1 性能要件 5－47－1－1 視認等による審査 (1) 5－46－1(4)に規定する窓ガラスには、次に掲げるもの以外のものが装着（窓ガラスに一部又は全部が接触又は密着している状態を含む。以下5－47－1－1及び5－47－1－2において同じ。）され、はり付けられ、塗装され、又は刻印されているはならない。ただし、窓ふき器及び自動車製作者が付したことが明らかである刻印については、この限りでない。（保安基準第29条第4項関係、細目告示第195条第5項関係） ①～④ (略) ⑤ 道路交通法第51条第3項又は第63条第4項の標章 ⑥～⑬ (略) (2)～(3) (略) 5－47－2～3 (略) 5－47－4 適用関係の整理 <u>4－47－4の規定を適用する。</u> 5－79 方向指示器 5－79－1 装備要件 (略)
---	--

5-79-2 性能要件（視認等による審査）

(1) 方向指示器は、自動車が右左折又は進路の変更をすることを他の交通に示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第41条第2項関係、細目告示第215条第1項関係）

① 方向指示器は、方向の指示を表示する方向100m〔5-79-3(1)③、④（自動車の両側面の中央部に備える方向指示器を除く。）、⑤又は⑥（④の規定により自動車の両側面の中央部に備える方向指示器を除く。）の規定により自動車の両側面に備える方向指示器にあっては、30m〕の位置から昼間において点灯を確認できるものであり、かつ、その照射光線は、他の交通を妨げないものであること。この場合において、次の第1表に掲げる性能を有するものであって、かつ、その機能が正常である方向指示器は、この基準に適合するものとする。

第1表

方向指示器の種類	自動車の種類	要件	
		光源のW数	照明部の面積
イ 方向の指示を前方又は後方に対して表示するための方向指示器	長さ6m以上の自動車	15W以上 60W以下	40cm ² 以上
	二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車	<u>10W以上 60W以下</u>	7cm ² 以上
	その他	15W以上 60W以下	20cm ² 以上
ロ 5-79-3(1)③、④、⑤又は⑥の規定により自動車の両側面に備える方向指示器（5-79-3(2)⑨に規定するものを除く。）	平成22年4月1日以後に製作された長さが6mを超える自動車	6W以上 60W以下	20cm ² 以上（※1）
	平成18年1月1日から平成22年3月31日以前に製作された長さ6m以上の自動車及び平成22年4月1日以後に製作された長さ6mの自動車	3W以上 60W以下	20cm ² 以上（※1）
	その他	3W以上 30W以下	10cm ² 以上（※1）
ハ 5-79-3(2)⑨の規定により自動車の両側面に備える方向指示器		15W以上 60W以下	40cm ² 以上（※1）

※1：各照明部の車両中心線上の鉛直面への投影面積及び車両中心線上の鉛直面と45°

5-79-2 性能要件（視認等による審査）

(1) 方向指示器は、自動車が右左折又は進路の変更をすることを他の交通に示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第41条第2項関係、細目告示第215条第1項関係）

① 方向指示器は、方向の指示を表示する方向100m〔5-79-3(1)③、④（両側面の中央部に備える方向指示器を除く。）、⑤又は⑥（④の規定により両側面の中央部に備える方向指示器を除く。）の規定により自動車の両側面に備える方向指示器にあっては、30m〕の距離から昼間において点灯を確認できるものであり、かつ、その照射光線は、他の交通を妨げないものであること。この場合において、次の第1表に掲げる性能を有するものであって、かつ、その機能が正常である方向指示器は、この基準に適合するものとする。

第1表

方向指示器の種類	自動車の種類	要件	
		光源のW数	照明部の面積
イ 方向の指示を前方又は後方に対して表示するための方向指示器	長さ6m以上の自動車	15W以上 60W以下	40cm ² 以上
	二輪自動車及び側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車		7cm ² 以上
	その他	15W以上 60W以下	20cm ² 以上
ロ 5-79-3(1)③、④、⑤又は⑥の規定により自動車の両側面に備える方向指示器（5-79-3(2)⑨に規定するものを除く。）	平成22年4月1日以後に製作された長さが6mを超える自動車	6W以上 60W以下	20cm ² 以上（※1）
	平成18年1月1日から平成22年3月31日以前に製作された長さ6m以上の自動車	3W以上 60W以下	20cm ² 以上（※1）
	その他	3W以上 30W以下	10cm ² 以上（※1）
ハ 5-79-3(2)⑨の規定により自動車の両側面に備える方向指示器		15W以上 60W以下	40cm ² 以上（※1）

※1：各照明部の車両中心面への投影面積及び車両中心面と45°に交わる鉛直面への投

に交わる鉛直面への投影面積をいう。 ②～④ (略) (2) (略) 5-79-3～4 (略) 5-91 速度計等 5-91-1 装備要件 (略) 5-91-2 性能要件 5-91-2-1 テスタ等による審査 5-91-1 (1)の速度計の指度は、平坦な舗装路面での走行時において、著しい誤差のないものでなければならない。この場合において、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、自動車の速度計が 40km/h（最高速度が 40km/h 未満の自動車にあっては、その最高速度）を指示した時の運転者の合図によって速度計試験機を用いて計測した速度が次に掲げる基準に適合しないものは、この基準に適合しないものとする。（細目告示第 226 条第 1 項第 2 号関係） ① 最高速度が 40km/h 以上の自動車にあっては、次の基準に適合するものであること。 ア 二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車にあっては、計測した速度が 31.0km/h <u>以上 42.5km/h 以下</u>の範囲にあるもの イ 二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては、測定した速度が 29.1km/h <u>以上 42.5km/h 以下</u>までの範囲にあるもの ② 最高速度が 40km/h 未満の自動車にあっては、次の基準に適合するものであること。 ア 二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車にあっては、計測した速度が次式に適合するものであること。 $10(V_1 - 6) / 11 \leq V_2 \leq (100 / 94) V_1$ この場合において、 V_1 は、自動車に備える速度計の指示速度（単位 km/h） V_2 は、速度計試験機を用いて計測した速度（単位 km/h） イ 二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては、計測した速度が次式に適合するものであること。 $10(V_1 - 8) / 11 \leq V_2 \leq (100 / 94) V_1$ この場合において、 V_1 は、自動車に備える速度計の指示速度（単位 km/h） V_2 は、速度計試験機を用いて計測した速度（単位 km/h） 5-91-2-2 視認等による審査	影面積をいう。 ②～④ (略) (2) (略) 5-79-3～4 (略) 5-91 速度計等 5-91-1 装備要件 (略) 5-91-2 性能要件 5-91-2-1 テスタ等による審査 5-91-1 (1)の速度計の指度は、平坦な舗装路面での走行時において、<u>自動車の速度を下回らず、かつ、</u>著しい誤差のないものでなければならない。この場合において、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、自動車の速度計が 40km/h（最高速度が 40km/h 未満の自動車にあっては、その最高速度）を指示した時の運転者の合図によって速度計試験機を用いて計測した速度が次に掲げる基準に適合しないものは、この基準に適合しないものとする。（細目告示第 148 条第 1 項第 2 号関係） ① 最高速度が 40km/h 以上の自動車にあっては、次の基準に適合するものであること。 ア 二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車にあっては、計測した速度が 31.0km/h <u>から 40.0km/h まで</u>の範囲にあるもの イ 二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては、測定した速度が 29.1km/h <u>から 40.0km/h まで</u>の範囲にあるもの ② 最高速度が 40km/h 未満の自動車にあっては、次の基準に適合するものであること。 ア 二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車にあっては、計測した速度が次式に適合するものであること。 $10(V_1 - 6) / 11 \leq V_2 \leq V_1$ この場合において、 V_1 は、自動車に備える速度計の指示速度（単位 km/h） V_2 は、速度計試験機を用いて計測した速度（単位 km/h） イ 二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては、計測した速度が次式に適合するものであること。 $10(V_1 - 8) / 11 \leq V_2 \leq V_1$ この場合において、 V_1 は、自動車に備える速度計の指示速度（単位 km/h） V_2 は、速度計試験機を用いて計測した速度（単位 km/h） 5-91-2-2 視認等による審査
--	--

(略) 5-91-3～4 (略) 5-96 緊急自動車 5-96-1 装備要件 (略) 5-96-2 性能要件 5-96-2-1 テスタ等による審査 (略) 5-96-2-2 視認等による審査 (1) (略) (2) 緊急自動車は、当該自動車が緊急自動車であることを他の交通に示すことができるものとして、車体の塗色に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合しなければならない。(保安基準第 49 条第 2 項関係) ① 緊急自動車の車体の塗色は、消防自動車にあっては朱色とし、その他の緊急自動車にあっては白色とする。ただし、警察自動車、検察庁において犯罪捜査のために使用する自動車又は防衛省用自動車であって緊急の出動の用に供するもの、刑務所その他の矯正施設において緊急警備のため使用する自動車、入国者収容所又は地方入国管理局において容疑者の収容又は被収容者の警備のため使用する自動車、公共用応急作業自動車、海上保安庁用自動車であって緊急自動車として取り扱われる自動車及び不法に開設された無線局の探査のため総務省において使用する自動車にあっては、この限りでない。(細目告示第 231 条第 3 号関係) ② (略) 5-96-3～4 (略) 別添 2 (2-13 関係) 並行輸入自動車審査要領 第 5 書面審査 5-3-8 排出ガス試験結果成績表 5-3-8-1 排出ガス試験結果成績表の審査 (1) 排出ガス試験結果成績表は、「並行輸入等の輸入自動車に対する排出ガス試験の取扱いについて」(平成 3 年 6 月 28 日付け地技第 168 号)に定める自動車排出ガス試験結果成績表であって、次に掲げる公的試験機関が発行した正本(試験を行った公的試験機関の印鑑が押印されているもの。)でなければならない。 ①、② (略) ③ <u>財団法人日本自動車研究所</u>	(略) 5-91-3～4 (略) 5-96 緊急自動車 5-96-1 装備要件 (略) 5-96-2 性能要件 5-96-2-1 テスタ等による審査 (略) 5-96-2-2 視認等による審査 (1) (略) (2) 緊急自動車は、当該自動車が緊急自動車であることを他の交通に示すことができるものとして、車体の塗色に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合しなければならない。(保安基準第 49 条第 2 項関係) ① 緊急自動車の車体の塗色は、消防自動車にあっては朱色とし、その他の緊急自動車にあっては白色とする。ただし、警察自動車、検察庁において犯罪捜査のために使用する自動車又は防衛庁用自動車であって緊急の出動の用に供するもの、刑務所その他の矯正施設において緊急警備のため使用する自動車、入国者収容所又は地方入国管理局において容疑者の収容又は被収容者の警備のため使用する自動車、公共用応急作業自動車、海上保安庁用自動車であって緊急自動車として取り扱われる自動車及び不法に開設された無線局の探査のため総務省において使用する自動車にあっては、この限りでない。(細目告示第 231 条第 3 号関係) ② (略) 5-96-3～4 (略) 別添 2 (2-13 関係) 並行輸入自動車審査要領 第 5 書面審査 5-3-8 排出ガス試験結果成績表 5-3-8-1 排出ガス試験結果成績表の審査 (1) 排出ガス試験結果成績表は、「並行輸入等の輸入自動車に対する排出ガス試験の取扱いについて」(平成 3 年 6 月 28 日付け地技第 168 号)に定める自動車排出ガス試験結果成績表であって、次に掲げる公的試験機関が発行した正本(試験を行った公的試験機関の印鑑が押印されているもの。)でなければならない。 ①、② (略)
--	---

<u>(住所) 東京都港区芝大門 1-1-30</u> (2)～(5) (略) 第7 現車審査 7-4 排出ガス試験結果成績表 (1) (略) (2) 排出ガス試験結果成績表に記載されている等価慣性重量は、当該並行輸入自動車のものと同一でなければならない。<u>この場合において、当該自動車について単数又は複数の軸ごとに計測して車両重量を算出するときであって、当該自動車の排出ガス試験結果成績表に記載された等価慣性重量に対応する表4の等価慣性重量に係る車両重量の範囲の下限値と算出した車両重量との差が単数又は複数の軸ごとに計測した回数に 10 kg を乗じた値を下回るときは、当該自動車に係る等価慣性重量は、排出ガス試験結果成績表に記載された等価慣性重量と同一であるとみなすものとする。なお、車両重量を1回で計測することができるときは、「算出した車両重量」を「車両重量」と、「単数又は複数の軸ごとに計測した回数に 10 kg を乗じた値」を「10 kg」とそれぞれ読み替えて適用する。</u> <u>附 則（平成 19 年 3 月 29 日検査法人規程第 9 号）</u> この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。 ただし、1-4 の表のガソリンに係る基準欄中「硫黄が質量比 0.001% 以下」の基準については、平成 20 年 1 月 1 日から施行する。	(2)～(5) (略) 第7 現車審査 7-4 排出ガス試験結果成績表 (1) (略) (2) 排出ガス試験結果成績表に記載されている等価慣性重量は、当該並行輸入自動車のものと同一でなければならない。
---	---

(参考)

審査事務規程の改正（第40次）の条項等について

1. 道路運送車両の保安基準改正（平成19年1月4日国土交通省令第1号）
 - (1) 第3条（用語の定義）
2. 道路運送車両の保安基準改正（平成19年1月30日国土交通省令第3号）
 - (1) 第29条（窓ガラス）
3. 道路運送車両の保安基準改正（平成19年3月20日国土交通省令第14号）
 - (1) 第18条（車枠及び車体）
4. 細目告示改正（平成18年12月21日国土交通省告示第1513号）
 - (1) 第1条の2（燃料の規格）
5. 細目告示改正（平成19年1月4日国土交通省告示第3号）
 - (1) 第75条、第153条、第231条（緊急自動車）
6. 細目告示改正（平成19年1月30日国土交通省告示第89号）
 - (1) 第22条、第100条、第178条（車枠及び車体・クレーンブームの突出の明確化）
 - (2) 第137条、第215条（方向指示器）
7. 細目告示改正（平成19年3月28日国土交通省告示第394号）
 - (1) 第22条、第100条、第178条（車枠及び車体・特別支援学校に名称変更）
 - (2) 第148条、第226条（速度計）
8. 細目告示改正（平成18年3月27日国土交通省告示第371号）
 - (1) 第3条（燃料の規格）
9. 自動車検査業務等実施要領改正（平成19年1月4日国自技第201号の2）
 - (1) 3-4-10
車体の形状欄